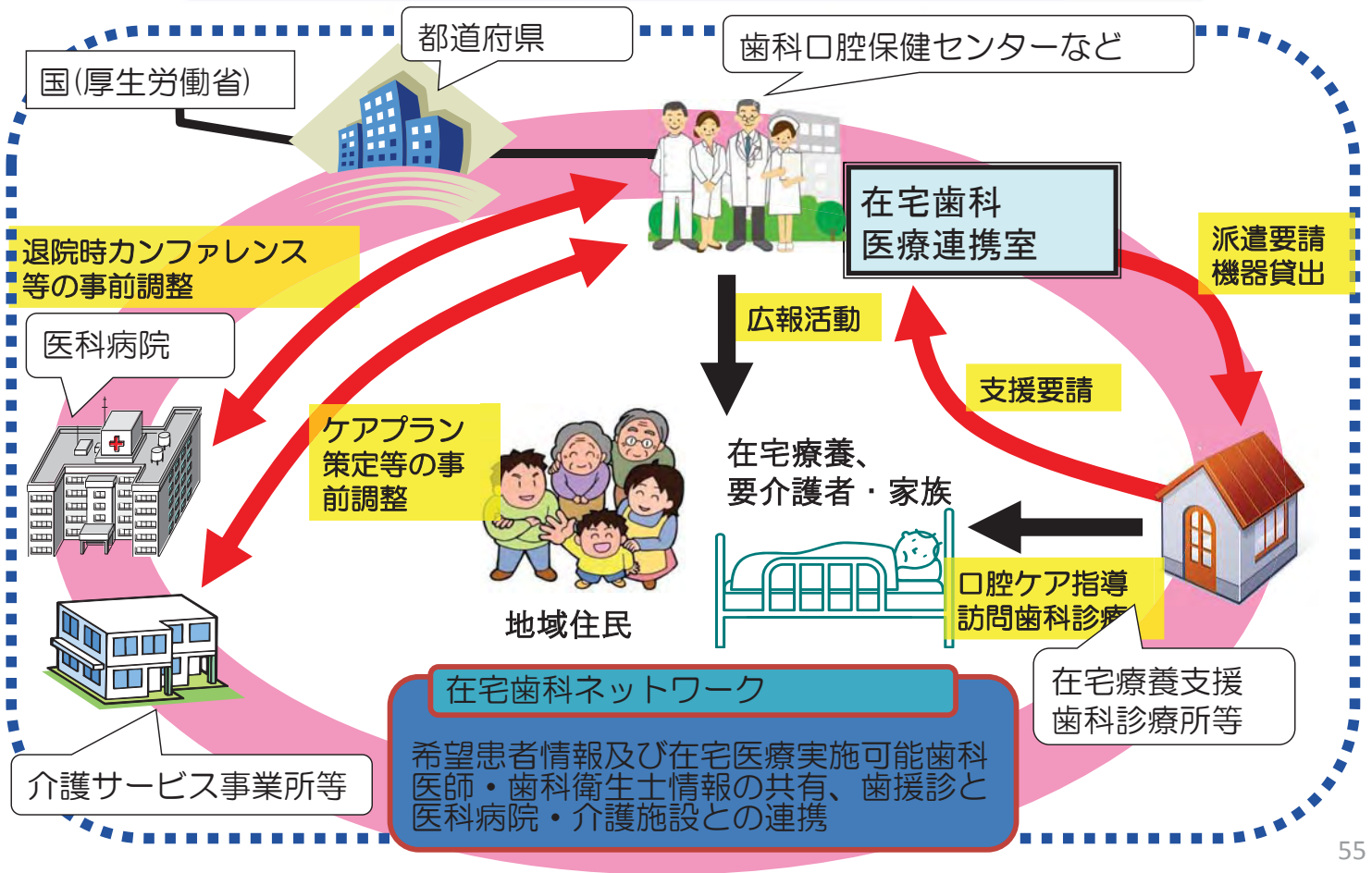


# 在宅歯科医療連携室整備事業イメージ



55

## 在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業

### 【事業の背景】

- 高齢者や障害者、寝たきり等、在宅で療養する方々（在宅療養者）の健康の保持・増進には、口から食物を食べ、栄養を摂取すること、また、誤嚥性肺炎を予防することが肝心であるが、これを実行するためには、在宅療養者の口腔を清潔にし、健康を保つことが必要。
- 口腔の健康等を保つためには、日常生活での歯科疾患の予防に向けた取組等が大切であるが、在宅療養者にとっては、自力でこれを実施することが困難な場合が多い。
- このような在宅療養者には、切れ目なく歯科保健医療を提供することが重要。

### 【事業の概要】

訪問歯科診療を実施しながら口腔ケア等の歯科口腔保健を推進している歯科診療所や口腔保健センターに対して、在宅療養者の口腔ケア、在宅療養者を介護する家族やヘルパー等（在宅介護者）に対する歯科口腔保健の知識等の指導を効率的に行うために必要な機器を整備し、在宅療養者に対して切れ目なく歯科保健医療を提供する。

### 【事業のイメージ】



【所要額:補助金メニュー（補助先:都道府県(間接補助先:歯科医療機関)、補助率:国 1/2 都道府県 1/2以内)】

56

# 在宅医療における薬剤師

「チーム医療の推進に関する検討会 報告書」(平成22年3月19日厚生労働省)(抜粋)

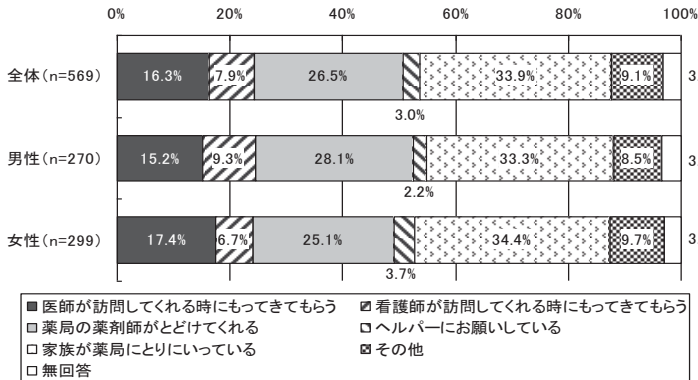
## 3. 看護師以外の医療スタッフ等の役割の拡大

### (1) 薬剤師

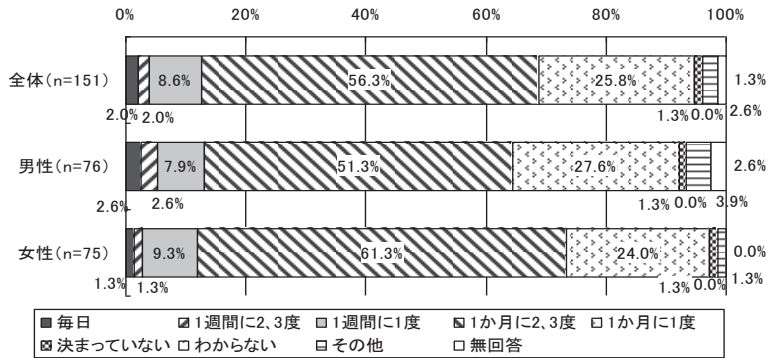
- 医療技術の進展とともに薬物療法が高度化しており、チーム医療において、薬剤の専門家である薬剤師が主体的に薬物療法に参加することが、医療安全の確保の観点から非常に有益である。
- **さらに、在宅医療を始めとする地域医療においても、薬剤師が十分に活用されておらず、看護師等が居宅患者の薬剤管理を担っている場面も少なくない。**
- こうした状況を踏まえ、現行制度の下、薬剤師が実施できるにもかかわらず、薬剤師が十分に活用されていない業務を改めて明確化し、薬剤師の活用を促すべきである。

### 現在の状況(参考)

＜在宅患者が普段服薬している薬の受け取り方法＞



＜薬局の薬剤師が医薬品を患家へ届ける頻度＞



出典)平成22年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成23年度調査)  
在宅医療の実施状況と医療と介護の連携状況 結果概要(速報)

## 薬物療法提供体制強化事業

40,000千円( 0千円)

### 事業概要

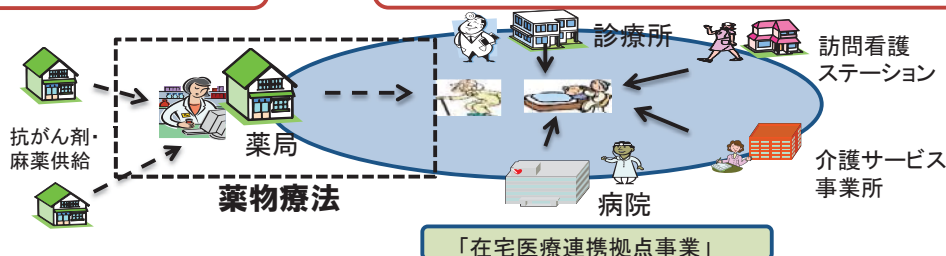
- 抗がん剤など使い方が難しい薬を用いた治療や適切な服薬指導などについて、誰もが安心して在宅で受けられるよう、薬の専門家である薬剤師がチーム医療の一員として、訪問や相談、情報提供をスムーズに行うための体制を整備しつつ、薬に関する正しい理解を促進・普及し適正使用を図るなど、地域での適切な薬物療法を推進する。
- 具体的には、実施主体である都道府県が中心となって地域の実情に応じて選択できるような形で複数メニューを国が提供し、モデル的な事業実施を通じて、地域住民に対する適切な薬物療法の推進・普及を図る。【委託先:都道府県(再委託可)】

### 具体的な課題

- ・在宅における医薬品の飲み残し
- ・患者の服薬状況等にきめ細かく対応できていない
- ・衛生材料、介護機器等の提供に関し、地域に密着した薬局の活用が進んでいない
- ・在宅で使用される抗がん剤、無菌製剤等使用方法の難しい医薬品、医療機器等が在宅医療に急速に普及
- ・特定の薬局で地域全体への在宅医療提供には限界
- ・緊急処方への対応が不十分
- ・一般用医薬品を含めた医薬品等使用に関する消費者理解が乏しく、医薬品の適正使用の推進が不十分

### 「薬物療法提供体制強化事業」のメニュー

- **関係職種が一体となった効率的な薬物療法の提供**  
→薬物療法に関する医療職種間の事前取決めに基づく薬剤師による投与量調整等を実施するための体制整備  
→薬剤師が訪問看護師や介護福祉士と同行し薬物療法に関する必要な情報を提供  
→相談窓口としての薬局機能を活用した医療機器、衛生材料、介護機器等に関する情報提供
- **抗がん剤等在宅提供支援**  
→看護師、介護福祉士等に対する抗がん剤・麻薬の安全使用研修、地域内の薬局間の抗がん剤、麻薬等の在庫融通、退院時の服薬指導に関する医療機関と薬局との連携
- **地域に応じた在宅薬局体制確保**  
→在宅医療対応可能な薬剤師による夜間休日の輪番制、薬局間の連携・協力による在宅医療の提供
- **医薬品の適正使用の推進**  
→医薬品の正しい理解の促進・普及、お薬手帳活用等による医薬品適正使用推進



経費の性質: 委託費  
委託先: 都道府県(再委託可)  
箇所数: 8箇所  
使 途: 謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費等

# 在宅医療関係施策資料について

## ■在宅医療の推進について(厚生労働省HP)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/zaitaku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/zaitaku/index.html)

○在宅医療・介護の推進について

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/zaitaku/dl/zaitakuiryuu\\_all.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/zaitaku/dl/zaitakuiryuu_all.pdf)

○小児等在宅医療連携拠点事業

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/zaitaku/dl/renkeikyotenjigyuu\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/zaitaku/dl/renkeikyotenjigyuu_01.pdf)

## ■多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国立長寿医療研究センターHP)

<http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/jinzaiikusei/index.html>

○平成24年度都道府県リーダー研修(10月13日、14日開催)資料

[http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/jinzaiikusei/2012/leader01\\_doc.html](http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/jinzaiikusei/2012/leader01_doc.html)

○平成25年度在宅医療・介護連携推進事業研修会(10月22日開催)資料

[http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/jinzaiikusei/2013/leader01\\_doc1022.html](http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/jinzaiikusei/2013/leader01_doc1022.html)

## ■在宅医療・介護の連携における情報通信技術(ICT)活用に関する研究班報告書抜粋(厚生労働省HP)

(平成24年度厚生労働科学特別研究事業)

地域における在宅医療・介護連携を進めるために

～市町村主体で医師会と連携して在宅医療介護連携ICTシステムを整備するための考え方と進め方～

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/zaitaku/dl/h25\\_0509-01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/zaitaku/dl/h25_0509-01.pdf)

## ■在宅拠点の質の向上のための介入に資する活動性の客観的評価に関する研究(国立長寿医療研究センターHP)

(平成25年度厚生労働科学研究事業)

在宅医療・介護連携のための市町村ハンドブック

<http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/handbook/index.html>

## ■在宅医療推進のための地域における多職種連携研修会研修運営ガイド(東京大学高齢社会総合研究機構HP)

[http://www.iog.u-tokyo.ac.jp/kensyu/files/outline/uneiguide\\_all.pdf](http://www.iog.u-tokyo.ac.jp/kensyu/files/outline/uneiguide_all.pdf)